

## 平成27年米子市議会3月定例会議案

平成27年3月2日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
2	功労者の表彰について	総務管財	功労者 19人
3	米子市組織条例の一部を改正する条例の制定について	行政経営	<p>次世代につなげる行財政基盤を確立するとともに、より効率的・効果的な組織の構築を図るため、既存の組織の見直しを行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長の直近下位の組織として設置している「政策局」を廃止することとする。</li> <li>2 廃止する人権政策局の所掌事務を総務部に移管することとする。</li> <li>3 市民生活部の所掌事務のうち「税の賦課及び徴収に関する事項」を総務部に移管することとする。</li> <li>4 廃止する環境政策局の所掌事務を市民生活部に移管し、市民生活部の名称を「市民環境部」に改めることとする。</li> </ol>
4	工事請負契約の締結について	長寿社会	<p>次のとおり工事請負契約を締結しようとするもの</p> <p>工 事 名 米子市弓浜地域老人福祉センター 新築建築主体工事</p> <p>相 手 方 米子市富士見町一丁目43番地 株式会社竹田工務店</p> <p>請負金額 1億6,848万円</p> <p>工事概要 老人福祉センターの新築及び外構 工事</p>
5	米子市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	防災安全	<p>本市の消防団の充実強化を図るため、本市の消防団の消防団員の任用の基準の見直しを行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>本市の区域内に勤務し、又は通学する者に</p>

			ついても、本市の消防団の消防団員に任命することができることとする。
6	米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>平成26年の人事院勧告における国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、本市の一般職の職員及び特定任期付職員の給料表並びに単身赴任手当等の額の改定をしようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般職の職員の給料月額を平均2パーセント引き下げることとする。</li> <li>2 単身赴任手当の額を引き上げることとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本額 2万3,000円 → 3万円</li> <li>(2) 距離に応じた加算額（上限） 4万5,000円 → 7万円</li> </ol> </li> <li>3 管理職員特別勤務手当の支給事由に、臨時・緊急にやむを得ず行う平日の深夜勤務を追加することとする。 <p style="margin-left: 40px;">支給額 勤務1回につき、上限4,000円</p> </li> <li>4 単身赴任手当の支給対象に、再任用職員を追加することとする。</li> <li>5 特定任期付職員に適用する給料表の引下げ改定を行うこととする。</li> <li>6 給料表の引下げについて、3年間の現給保障措置を講ずることとする。</li> </ol>
7	米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>国家公務員の退職手当の支給に係る見直しに準じ、本市の職員の退職手当の支給について、公務への貢献度をよりの確に反映させるための措置を講じようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 退職前5年間の職責に応じて加算する調整額を引き上げることとする。 <p style="margin-left: 40px;">※退職手当＝基本額＋調整額</p> <p style="margin-left: 80px;">基本額：退職日の給料月額、勤続年数、退職理由等により算出する額</p> <p style="margin-left: 80px;">調整額：職責に応じて加算する額</p> </li> <li>2 勤続期間が24年以下であるため調整額が</li> </ol>

			支給されないこととされている職員に対しても、調整額を支給することとする。																																																						
8	米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職員	<p>新たな子ども・子育て支援制度に対応するため、当面、任期付職員として保育士を任用することに伴い、市長の事務部局の職員の定数を改めようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>市長の事務部局の職員の定数の改正 774人 → 818人</p>																																																						
9	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保険年金	<p>国民健康保険事業の適正な運営を図るため、国民健康保険料の基礎賦課額及び介護納付金賦課額の料率を改定するほか、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 基礎賦課額の料率の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>引上げ後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>100分の7.31</td> <td>100分の7.83</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>21,500円</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>21,500円</td> <td>23,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 介護納付金賦課額の料率の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>引上げ後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>100分の1.95</td> <td>100分の2.29</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>9,200円</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>4,800円</td> <td>5,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 低所得者世帯に対する基礎賦課額の軽減額の引上げ</p> <p>(1) 7割軽減世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>引上げ後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>15,050円</td> <td>16,520円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>15,050円</td> <td>16,240円</td> </tr> <tr> <td>    特定世帯</td> <td>7,525円</td> <td>8,120円</td> </tr> <tr> <td>    特定継続世帯</td> <td>11,288円</td> <td>12,180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 5割軽減世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>引上げ後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>10,750円</td> <td>11,800円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>10,750円</td> <td>11,600円</td> </tr> <tr> <td>    特定世帯</td> <td>5,375円</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>    特定継続世帯</td> <td>8,063円</td> <td>8,700円</td> </tr> </tbody> </table>		現行	引上げ後	所得割額	100分の7.31	100分の7.83	被保険者均等割額	21,500円	23,600円	世帯別平等割額	21,500円	23,200円		現行	引上げ後	所得割額	100分の1.95	100分の2.29	被保険者均等割額	9,200円	9,500円	世帯別平等割額	4,800円	5,100円		現行	引上げ後	被保険者均等割額	15,050円	16,520円	世帯別平等割額	15,050円	16,240円	特定世帯	7,525円	8,120円	特定継続世帯	11,288円	12,180円		現行	引上げ後	被保険者均等割額	10,750円	11,800円	世帯別平等割額	10,750円	11,600円	特定世帯	5,375円	5,800円	特定継続世帯	8,063円	8,700円
	現行	引上げ後																																																							
所得割額	100分の7.31	100分の7.83																																																							
被保険者均等割額	21,500円	23,600円																																																							
世帯別平等割額	21,500円	23,200円																																																							
	現行	引上げ後																																																							
所得割額	100分の1.95	100分の2.29																																																							
被保険者均等割額	9,200円	9,500円																																																							
世帯別平等割額	4,800円	5,100円																																																							
	現行	引上げ後																																																							
被保険者均等割額	15,050円	16,520円																																																							
世帯別平等割額	15,050円	16,240円																																																							
特定世帯	7,525円	8,120円																																																							
特定継続世帯	11,288円	12,180円																																																							
	現行	引上げ後																																																							
被保険者均等割額	10,750円	11,800円																																																							
世帯別平等割額	10,750円	11,600円																																																							
特定世帯	5,375円	5,800円																																																							
特定継続世帯	8,063円	8,700円																																																							

(3) 2割軽減世帯

	現行	引上げ後
被保険者均等割額	4,300円	4,720円
世帯別平等割額	4,300円	4,640円
特定世帯	2,150円	2,320円
特定継続世帯	3,225円	3,480円

※特定世帯

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る保険料について、当該移行後5年目まで、世帯別平等割額を2分の1とする世帯

※特定継続世帯

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る保険料について、当該移行後5年目から8年目まで、世帯別平等割額を4分の3とする世帯

4 低所得者世帯に対する介護納付金賦課額の軽減額の引上げ

(1) 7割軽減世帯

	現行	引上げ後
被保険者均等割額	6,440円	6,650円
世帯別平等割額	3,360円	3,570円

(2) 5割軽減世帯

	現行	引上げ後
被保険者均等割額	4,600円	4,750円
世帯別平等割額	2,400円	2,550円

(3) 2割軽減世帯

	現行	引上げ後
被保険者均等割額	1,840円	1,900円
世帯別平等割額	960円	1,020円

10

米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

長寿社会

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、地域支援事業の充実及び多様化が図られることとされたことに伴い、本市が定める指定地域密着型サービスに関する基準について所要の整備を行おうとするもの

[改正内容]

次に掲げる事業について、その職員が兼務をすることができる施設及び事業所の範囲の

			見直し、事業所の登録定員及び利用定員の見直しその他所要の整備を行うこととする。 (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2) 認知症対応型通所介護 (3) 小規模多機能型居宅介護 (4) 認知症対応型共同生活介護 (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (6) 複合型サービス（「看護小規模多機能型居宅介護」に改称）
1 1	米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、地域支援事業の充実及び多様化が図られることとされたことに伴い、本市が定める指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について所要の整備を行おうとするもの 〔改正内容〕 次に掲げる事業について、その職員が兼務をすることができる施設及び事業所の範囲の見直し、事業所の登録定員及び利用定員の見直しその他所要の整備を行うこととする。 (1) 介護予防認知症対応型通所介護 (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護
1 2	米子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、地域支援事業の充実及び多様化が図られることとされたことに伴い、本市が定める指定介護予防支援の事業に関する基準について所要の整備を行おうとするもの 〔改正内容〕 1 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けられた指

			<p>定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画等の個別サービス計画の提出を求めるものとする。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供等の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこととする。</p>
13	米子市福祉サービス事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	<p>認知症高齢者見守り支援事業について徴収することとしている手数料を廃止するとともに、新たに実施する生活支援型介護予防事業について手数料を徴収することとし、その額を定めようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 認知症高齢者見守り支援事業について徴収することとしている手数料（認知症高齢者見守り支援員派遣手数料：1時間当たり100円）を廃止することとする。</p> <p>2 生活支援型介護予防事業について徴収する手数料を、次のとおり定めることとする。</p> <p>(1) 名称 生活支援型介護予防サービス手数料</p> <p>(2) 金額 1回につき500円</p>
14	米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の制定について	こども未来	<p>新たな子ども・子育て支援制度に基づく本市における子ども・子育て支援の実施について必要な事項を定めようとするもの</p> <p>[主な制定内容]</p> <p>1 保育所において保育を受けている子ども（以下「保育所利用子ども」という。）の保護者による保育料の納付に関する事項を定めることとする。</p> <p>2 保育所利用子どもの保育所からの退所に関する事項を定めることとする。</p> <p>3 市の保育所において行う一時預かり事業を利用する保護者によるその利用料の納付</p>

			<p>に関する事項を定めることとする。</p> <p>4 子ども・子育て支援法に定める義務を履行しない場合に科する過料に関する事項を定めることとする。</p>
15	米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について	こども未来	<p>平成27年4月1日付けで大和保育園を民間に移管することに伴い、市が設置する保育所としての大和保育園を廃止しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>大和保育園を廃止することとする。</p>
16	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	教育総務	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育長が特別職の身分のみを有することとされたこと等に伴い、関係条例の整備を行おうとするもの</p> <p>[主な整備内容]</p> <p>1 米子市職員の定数に関する条例</p> <p>一般職に属する職員のうち、その数を定数に含めないとするものから、教育長を除くこととする。</p> <p>2 米子市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例</p> <p>一般職の職員の職務に専念する義務の特例について定める条例を、教育長についても適用させることとする。</p> <p>3 米子市特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>(1) 教育長は教育委員会の委員とは別に首長が任命することとされたことに伴う整備を行うこととする。</p> <p>(2) 教育委員会委員長の職の廃止に伴う整備を行うこととする。</p> <p>4 米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p>教育長の給与に関する事項を条例で定めるとする根拠法として「地方自治法」を明記することとする。</p>

			<p>5 経過措置</p> <p>現在の教育長が教育委員会の委員としての任期が満了するまでの間の経過措置を定めることとする。</p>
17	米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	体育	<p>市営東山水泳場を県に移管し、並びに県営米子屋内プールを市の体育施設として設置し、及び管理するため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の体育施設としての市営東山水泳場を廃止することとする。</li> <li>2 県営米子屋内プールを「米子市皆生市民プール」とし、市の体育施設として設置し、及び管理することとする。</li> <li>3 米子市皆生市民プールの使用時間及び休場日並びに使用料を定めることとする。</li> <li>4 米子市皆生市民プールの管理を指定管理者に行わせることができることとする。</li> </ol>
18	米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	建築住宅	<p>市営五千石住宅に新たに市営住宅駐車場を設置するため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>市営五千石住宅に、駐車場（141区画）を設置することとする。</p>
19	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	建築指導	<p>長期優良住宅建築等計画の認定申請に当たり住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める住宅性能評価書が添付されている場合における当該認定申請に対する審査について徴収する手数料の額を新たに定めるため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>長期優良住宅建築等計画の認定申請又は変更の認定申請に当たり住宅性能評価書のみが添付されている場合における当該認定申請に対する審査について徴収する手数料の額を、次のとおり定めることとする。</p> <p>(1) 一戸建て 申請1件につき1万9,000円</p>



			(2) 一戸建て以外 申請1件につき、床面積の合計の区分に応じ、4万円～106万7,000円
20	米子市淀江町公共下水道事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	下水道営業	新たに淀江町公共下水道事業の受益者となった者からの負担金の徴収に関し必要な事項を定めようとするもの 〔改正内容〕 淀江町公共下水道事業により公共下水道が築造された後、新たに当該築造された公共下水道の排水区域の土地に係る受益者となった者が負担する負担金の額を、当該受益者に係る公共ます一につき50万円とすることとする。
21	字の区域の変更について	地域生活	地籍調査事業により土地の利用の現況が字の区域と一致していないことが明らかになった部分について、字の区域の変更を行おうとするもの 区域を変更する字 淀江町中西尾字坪井谷、字山坪井谷、字官ノ谷、字谷口、字下平及び字本谷 淀江町西尾原字安田、字三合堀、字箕ヶ平及び字井手ノ下
22	市道の路線の認定について	維持管理	「口陰田東側道線」ほか11路線を新たな市道として認定しようとするもの
23	市道の路線の変更について	維持管理	市道「和田小学校線」ほか1路線の起点を変更しようとするもの
24	平成26年度米子市一般会計補正予算（補正第8回）	財政	明細別紙
25	平成26年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第4回）	財政	明細別紙
26	平成26年度米子市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
27	平成26年度米子市下水道事業特別会計補正予算（補正第3回）	財政	明細別紙

28	平成26年度米子市農業集落排水事業特別会計補正予算（補正第3回）	財 政	明細別紙
29	平成26年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第3回）	財 政	明細別紙
30	平成26年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
31	平成26年度米子市水道事業会計補正予算（補正第1回）	水 道 局	明細別紙
32	平成27年度米子市一般会計予算	財 政	明細別紙
33	平成27年度米子市国民健康保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙
34	平成27年度米子市住宅資金貸付事業特別会計予算	財 政	明細別紙
35	平成27年度米子市土地取得事業特別会計予算	財 政	明細別紙
36	平成27年度米子市下水道事業特別会計予算	財 政	明細別紙
37	平成27年度米子市駐車場事業特別会計予算	財 政	明細別紙
38	平成27年度米子市農業集落排水事業特別会計予算	財 政	明細別紙
39	平成27年度米子市市営墓地事業特別会計予算	財 政	明細別紙
40	平成27年度米子市介護保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙
41	平成27年度米子市後期高齢者医療特別会計予算	財 政	明細別紙
42	平成27年度米子市水道事業会計予算	水 道 局	明細別紙

43	平成27年度米子市工業用水道事業会計予算	水道局	明細別紙
報告1	議会の委任による専決処分について（法律等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）	行政経営	<p>法律等の一部改正に伴い、本市の条例において引用する当該法律等の条項の番号の改正を行ったもの</p> <p>処分年月日 平成27年1月22日</p> <p>改正内容</p> <p>次に掲げる条例について、所要の整理を行った。</p> <p>(1) 米子市特別医療費の助成に関する条例</p> <p>(2) 米子市営住宅条例</p> <p>(3) 米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例</p>
報告2	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	学校給食	<p>米子市第二学校給食センター（仮称）新築建築主体工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成26年3月26日議決）の一部を変更したものの</p> <p>処分年月日 平成26年12月18日</p> <p>変更事項</p> <p>間仕切壁（耐火構造）等の仕様の変更等による契約金額の増</p> <p>「661,206,240円」</p> <p>↓（+3,048,840円）</p> <p>「664,255,080円」</p>
報告3	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	学校給食	<p>米子市第二学校給食センター（仮称）新築機械設備工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成26年3月26日議決）の一部を変更したものの</p> <p>処分年月日 平成26年12月18日</p> <p>変更事項</p> <p>厨房除外装置設備に係る工事の工法の変更等による契約金額の増</p> <p>「417,172,680円」</p> <p>↓（+4,767,120円）</p>

			「421,939,800円」
報告4	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	学校給食	<p>米子市第二学校給食センター（仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成26年3月26日議決）の一部を変更したもの</p> <p>処分年月日 平成26年12月18日</p> <p>変更事項</p> <p>地下ピット内における防止工事の追加等による契約金額の増</p> <p>「179,156,880円」</p> <p>↓（+434,160円）</p> <p>「179,591,040円」</p>
報告5	議会の委任による専決処分について（訴えの提起について）	建築住宅	<p>市営住宅の管理に関する訴えを提起したもの</p> <p>処分年月日 平成26年12月18日</p> <p>訴えの要旨</p> <p>本市市営住宅の入居者である相手方が、平成24年7月分から平成25年3月分まで及び平成26年7月分から同年11月分までの家賃の全部を滞納し、本市の再三の請求にもかかわらず、当該家賃の支払をしないため、建物明渡し等に係る請求をするもの</p> <p>相手方</p> <p>賃借人</p> <p>明渡しを求める住宅</p>
報告6	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	下水道営業	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成26年12月24日</p> <p>損害賠償額 6万3,299円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>平成26年11月25日、徴収した下水道使用料</p>

			<p>を納めるため、下水道部所属の軽貨物自動車 で市内金融機関の店舗を訪れ、同店舗の 駐車場に駐車した後、当該軽貨物自動車の 運転席側のドアを開けたところ、当該ドア が強風にあおられて大きく開き、当該軽貨 物自動車の右側に駐車していた相手方所有 の普通乗用自動車に接触し、当該普通乗用 自動車を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告 7	議会の委任による専決処分につ いて（損害賠償の額の決定につ いて）	体 育	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害 賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成27年 2月 2日</p> <p>損害賠償額 34万6,835円</p> <p>相手方 株式会社鴻池組山陰支店</p> <p>事故の概要</p> <p>平成26年12月17日、米子市体育施設の指定 管理者の従業員が、体育施設管理業務のた め本市所有の軽貨物自動車を運転し、市道 米川右岸堤線から東山公園内道路に向けて 右折した直後に転回したため、市道米川右 岸堤線を直進していた相手方の従業員が運 転する相手方所有の小型乗用自動車と接触 し、当該小型乗用自動車を損傷させたもの</p>
報告 8	議会の委任による専決処分につ いて（損害賠償の額の決定につ いて）	体 育	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害 賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成27年 2月 2日</p> <p>損害賠償額 2万1,552円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>平成26年12月17日、米子市体育施設の指定 管理者の従業員が、体育施設管理業務のた め本市所有の軽貨物自動車を運転し、市道 米川右岸堤線から東山公園内道路に向けて 右折した直後に転回したため、市道米川右 岸堤線を直進していた相手方が運転する小 型乗用自動車（相手方の勤務先である株式 会社鴻池組山陰支店が所有）と接触し、当</p>

			該小型乗用自動車を損傷させた際に、相手方の顔に切り傷を負わせたもの
--	--	--	-----------------------------------

(追加予定議案)

	米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	平成27年度から平成29年度までの3年度間における第6期介護保険事業計画の策定に伴い、同期における介護給付等対象サービスの見込量等に基づき同期における第1号被保険者の保険料率を定めようとするもの
	副市長の選任について	職員	任期満了による
	教育委員会委員の任命について	職員	任期満了による 1人 欠員が生じたことによる 1人
	公平委員会委員の選任について	職員	任期満了による 1人
	固定資産評価審査委員会委員の選任について	職員	欠員が生じたことによる 1人
諮問	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	任期満了による 6人